

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（一部抜粋）

第1章 総則

（児童福祉施設における非常災害対策）

- 第7条 児童福祉施設は、**消火器**等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設は、非常災害に対する具体的な計画を、児童福祉施設の職員及び必要に応じ入所している者、利用者又はそれらの保護者に周知しなければならない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

- 第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、**性別**、社会的身分、**障がいの有無**又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（食事）

- 第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条本文の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- 6 児童福祉施設は、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努めなければならない。

7 児童福祉施設は、安心・安全な食品の提供の観点に基づき、入所している者又はその保護者に対し、提供する食事の安全性に係る情報を提供するよう努めなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第45条 保育所の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、医務室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第4条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であり、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 《省略》

(職員)

第46条 保育所には、保育士、嘱託医、嘱託歯科医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児及び満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね3人につき1以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。))第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日につき4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1以上、1日につき8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1以上、長時間利用児おおむね30人につき1以上)とする。ただし、一の保育所につき2を下ることはできない。

3 乳児を入所させる保育所は、保健師、看護師又は准看護師を置くよう努めなければならない。